

令和7年度 妊産婦さんの

タクシー利用料金を補助します

妊産婦健診・出産などで医療機関へタクシーで通院する場合の運賃補助を行います。
オンライン申請(LoGo フォーム)はこちら➡



【対象者：どちらも該当する方】

- ・妊娠 28 週以上の妊婦 または おおむね産後 1 か月までの産婦
- ・石岡市に住民票のある方かつ市税等の滞納がない方（収納対策課へ確認します）

【内容】

- ・自宅から市外の医療機関の往路および復路にかかるタクシー料金が対象です。
- ・タクシー利用回につき **10,000 円**を上限に運賃分を補助します。
- ・1 回の妊娠につき **4 回**まで利用できます。

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・母子健康手帳
- ・自宅から医療機関までのルートと距離がわかる書類

【補助を受ける方法】

- ① タクシーを利用する前に資格認定申請をします。
- ② 申請から約 1 か月後に資格認定通知書が届きます。
- ③ 申請日以降でタクシーを利用します。
- ④ タクシー利用時には忘れずに領収書をもらってください。
- ⑤ 実績報告書と請求書を提出します。タクシーの領収書、医療機関の領収書等、母子健康手帳、口座番号が分かるものを持参してください。

※タクシー利用の最終日から3か月を経過する日または年度の3月31日のどちらか早い日までに提出が必要です。

※タクシーを利用しなかった際は、ご連絡ください。



【申請窓口・問合せ先】

こども家庭センター(石岡保健センター内) 石岡市杉並二丁目1番1号

電話 0299-24-1390 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)